

○盛岡市球技場条例

平成11年3月29日条例第29号

改正

平成12年3月30日条例第28号

平成16年12月27日条例第50号

平成23年8月30日条例第32号

平成23年12月26日条例第49号

令和2年12月22日条例第51号

盛岡市球技場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、球技場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 球技場を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡南公園球技場	盛岡市永井8地割65番地

(開設期間及び使用時間)

第3条 球技場の開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する球技場にあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これらを変更することができる。

区分	開設期間	使用時間
グラウンド	5月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時（夜間使用に係る第5条第1項の許可を受けた場合にあっては、午後9時）まで
会議室及びウォーミングアップ室	通年	午前9時から午後5時（夜間使用と併せて使用する場合にあっては、午後9時）まで

備考 「夜間使用」とは、午後5時以後におけるグラウンドの使用をいう。

(休場日)

第4条 球技場の休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開場し、又はこれら以外の日に臨時に休場することができる。

- (1) 毎月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
(使用の許可等)

第5条 球技場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、球技場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、球技場の管理上適当でないとき。

3 市長は、球技場の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、球技場の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは球技場からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前条第3項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

第7条 使用者は、球技場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(使用料)

第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、許可の際に徴収する。

(利用料金)

第9条 指定管理者が管理する球技場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する球技場にあっては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。

（1） 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。

（2） 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。

（使用料の不還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により球技場を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償）

第12条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第13条 球技場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

（指定管理者の指定の手続）

第14条 球技場の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- （1）市民の平等な使用が確保されること。
- （2）サービスの向上が図られること。
- （3）管理に係る経費の縮減が図られること。
- （4）事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

（指定等の告示）

第15条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

（変更の届出）

第16条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を

告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第17条 指定管理者の行う球技場の管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第18条 球技場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開設期間又は使用時間を変更すること。

(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開場し、又は休場すること。

(3) 第5条第1項の許可を行うこと。

(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。

(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すこと。

(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは球技場からの退去を命ずること。

(7) 施設及び設備の維持管理に関する事項。

(8) 前各号に掲げるもののほか、球技場の管理に関する事項。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 業務の実施状況

(2) 使用者の数

(3) 利用料金の収入実績

(4) 管理経費の収支状況

(5) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、球技場の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年5月20日から施行する。

附 則（平成12年条例第28号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされた許可の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされている許可の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則（平成16年条例第50号抄）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第3項及び第4項（第1条の改正規定に限る。）の規定 公布の日
 - (2) 第16条の規定 平成17年4月1日
- 2 この条例の施行の際第1条から第3条まで、第7条から第10条まで、第12条、第13条、第15条、第17条から第32条まで、第34条及び第35条の規定による改正前のそれぞれの条例（以下「改正前の各条例」という。）の規定により市長若しくは教育委員会が行った許可で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の各条例の規定により市長若しくは教育委員会に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。
- 3 第1条から第13条まで、第15条及び第17条から第35条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定による指定管理者の指定の手続及び当該指定の告示は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成23年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第49号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（令和2年条例第51号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

（1） グラウンドの使用料

区分	一般	高等学校生徒
----	----	--------

		以下の者
料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	10,000円	5,000円
料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	40,000円	20,000円

備考

- 1 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 グラウンド1面の2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。

(2) 会議室及びウォーミングアップ室の使用料

区分	金額
会議室（1室につき1時間までごとに）	500円
ウォーミングアップ室（1室につき1時間までごとに）	500円

備考 この表は、会議室又はウォーミングアップ室のみを使用する場合について適用する。

(3) 附属の設備の使用料

- ア 放送設備一式 1日につき 1,000円
- イ 移動式電光得点板 1日につき 1,000円
- ウ 照明設備

区分	金額
料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	1,500ルクスの照度で点灯する場合
	500ルクスの照度で点灯する場合
	200ルクスの照度で点灯する場合
	100ルクスの照度で点灯する場合
料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	1,500ルクスの照度で点灯する場合
	500ルクスの照度で点灯する場合
	200ルクスの照度で点灯する場合
	100ルクスの照度で点灯する場合

備考

- 1 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 グラウンド1面の2分の1を点灯する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。